東京農工大学構内における撮影の感染症対策確認書

年　　月　　日

国立大学法人東京農工大学長　殿

撮影責任者（法人その他の団体にあってはこの申請にかかる責任者）

住　所：

役　職：

氏　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（連絡先が上記以外の場合は、連絡担当者の氏名・電話番号等）

連絡先：

e-mail：

撮影にあたっては、貴学のガイドラインに従って下記事項を遵守し、感染防止に努めます。

|  |
| --- |
| 【１】感染状況について |
| □ | ①　撮影日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく東京都への「緊急事態宣言措置」、「まん延防止等重点措置」等が発令されていないことを確認しています。 |
| □ | ②　撮影日に、東京農工大学の運動施設の使用制限レベルが「制限レベル１以下」であることを確認しています。 |
| □ | ③　東京農工大学が撮影を許可した後、撮影日までに①②の条件を満たさない状況となった場合には、撮影の延期又は中止とすることを予め承諾しています。 |

|  |
| --- |
| 【２】事前対策について |
| （１）撮影責任者と衛生管理者 |
| □ | ①　撮影現場における責任者（以下「撮影責任者」という。）を明確にしています。 |
| □ | ②　感染対策のための消毒等を行う専属の衛生管理者（係）を、撮影現場に配置します。 |
| （２）事前準備 |
| □ | ①　撮影責任者は、特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションが策定した「ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の内容を確認し、感染予防を行います。 |
| □ | ②　撮影責任者は、撮影関係者が撮影期間中に必要なマスク、手袋、消毒液等を用意しました。 |
| □ | ③　撮影責任者は、撮影現場において、撮影関係者に感染が疑われる者が発生した場合の対処法や連絡先等を事前に確認しました。 |
| □ | ④　厚生労働省、保健所等が定める予防対策を事前に確認しました。 |
| （３）撮影関係者の体調確認 |
| □ | ①　撮影期間中、撮影関係者（エキストラを含む。）に、発熱・咳・下痢等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触（最終接触から14日間）がある者、同居家族や身近な知人の新型コロナウイルス感染が疑われる者及び過去14日以内に海外から帰国した者は従事させません。 |
| □ | ②　ロケ撮影に携わる撮影関係者の緊急連絡先等を撮影責任者が確認・管理します。 |
| □ | ③　撮影現場では、撮影関係者の健康を確認できる体制にします。 |

|  |
| --- |
| 【３】撮影現場での対策について |
| （1）手洗いの徹底・マスクの着用 |
| □ | ①　感染予防のため、咳エチケット、マスク着用、手洗い及び社会的距離の確保に努めることの徹底について、撮影関係者に対し、周知します。 |
| □ | ② 消毒備品等は、撮影主催者が準備を行い、各所に設置し、撮影関係者に手洗いや手指消毒の徹底を行います。 |
| □ | ③　撮影関係者は、必ずマスク又はフェイスシールドを着用します。ただし、出演者については、撮影本番において撮影責任者が許可した場合にはその限りではありません。 |
| （2）社会的距離（ソーシャルディスタンス） |
| □ | ①　撮影現場では、社会的距離（2メートルを目安に（最低でも1メートル））を、可能な限り確保します。 |
| □ | ②　撮影関係者の人数を最小限にし、ワークフローの最適化や撮影手法の工夫を行います。 |
| □ | ③　撮影場所においては、原則として、東京都等が定めるイベント開催の規定人数までとし、部外者の立ち入りを制限します。 |
| （3）「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けて行動 |
| □ | ①　ロケ撮影の際、通行人や見学者が密にならないよう、配慮を徹底します。 |
| □ | ②　控室を含む施設等の屋内では、定期的に換気を行い、消毒液などを設置します。 |
| □ | ③　室内で飲食をとる際は、できるだけお互いの距離を保ち、対面で食事・会話等をしないよう努めます。必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を検討します。 |
| （4）施設の清掃・消毒 |
| □ | ①　複数の人が触る場所や物品等は、衛生管理者（係）の指導の下、こまめに清掃・消毒を行います。 |
| □ | ②　撮影終了後、使用したすべての施設（部屋・廊下・トイレ等）・設備（机・椅子・備品等）を撮影責任者の責任において、清掃・消毒します。 |
| □ | ③　清掃・消毒・ゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋を着用し感染予防対策を講じた上で処理を行い、終了後は手洗いを徹底します。 |
| □ | ④　撮影時に出たゴミは、衛生管理者（係）の指導の下、撮影関係者がすべて持ち帰ります。 |
| （5）撮影関係者の体調管理 |
| □ | ①　撮影関係者の健康確認の結果及び撮影中の行動を確認し、記録は２週間管理します。 |

|  |
| --- |
| 【４】感染が疑われた場合の対処について |
| （1）撮影中 |
| □ | ①　撮影中に撮影関係者に感染が疑われる者が発生した場合、直ちに隔離を行うとともに、必要に応じて直ちに帰宅させます。また、共有した物等を消毒するとともに、必ず東京農工大学の担当者へ連絡します。 |
| □ | ②　対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底し、対応前後には手洗い、手指消毒を徹底します。 |
| （2）撮影後 |
| □ | ①　東京農工大学での撮影中及び終了後（2週間以内）に、撮影関係者の感染が確認された場合は、東京農工大学企画課へ感染の詳細及びその対応策について報告します。 |